

ア 長野県が発注した工事の成績等技術力に関する状況

イ 雇用環境に関する状況

ウ 社会的責任・貢献に関する状況

(4) その他知事が必要と認める事項

第3第5号から第14号までを削り、同第3を第2とする。

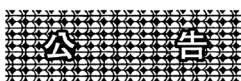
第4第2号中「自己資本額及び業務実績金額」を「業務実績」に改め、同第4第3号を削り、同第4第4号中「資格審査基準日」を「資格審査基準日及び申請の日」に改め、同号を同第4第3号とし、同第4中第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、同第4を第3とし、同第3の次に次のように加える。

(審査の基準等)

第4第2及び第3に基づく審査の基準等は、別に定める。

第5から第12までを削る。

建設政策課技術管理室



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年8月13日

長野県知事 阿部 守一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

茅野ショッピングセンターメリーパーク

茅野市宮川4483番地ほか

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マルエー企画

茅野市宮川4449番地1

伊藤 賦

茅野市宮川4520番地

伊藤 靖

茅野市宮川4457番地2

### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社マルエー	杉本 浩美	茅野市宮川4391番地7
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3
有限会社上原ふとん店	上原 哲郎	茅野市ちの 1118番地
有限会社大和屋	伊東 妙子	茅野市本町東2番20号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都文京区後楽二丁目5番1号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3

## 4 変更した年月日

令和6年6月13日

## 5 届出年月日

令和6年6月25日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和6年8月13日から令和6年12月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年8月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

安曇野ショッピングセンター

安曇野市三郷温2716-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社安曇野ビルディング

安曇野市三郷温2716-1

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社安曇野ビルディング	佐々木 賢吾	安曇野市三郷温2716-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社安曇野ビルディング	松澤 信二	安曇野市三郷温2716-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野株式会社	石田 伸二	松本市双葉10-22
佐々木 賢吾	-	安曇野市三郷明盛1744-1
株式会社宮脇書店	宮脇 富子	香川県高松市旭新町2-19

株式会社マックハウス	栗原 勝利	東京都杉並区梅里1-7-7SKTビル6F
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323
有限会社まるえい	帯刀 勉	安曇野市穂高4331
株式会社西松屋チェーン	大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266-1
丸山 真由美	—	松本市梓川梓6876-2
松澤 順一	—	安曇野市三郷小倉6695
有限会社三英コーポレーション	合葉 英作	松本市並柳4-4-20
イオンバイク株式会社	岡内 祐一郎	千葉県千葉市美浜区中瀬1-4
株式会社オギノ	荻野 寛二	山梨県甲府市德行1-2-18
株式会社ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
佐々木 賢吾	—	安曇野市三郷明盛1744-1
佐々木 清	—	安曇野市三郷明盛1739-2
株式会社宮脇書店	宮脇 範次	香川県高松市旭新町2-19
株式会社マックハウス	石野 孝司	東京都杉並区梅里1-7-7SKTビル6F
株式会社メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323
有限会社まるえい	帯刀 勉	安曇野市穂高4331
株式会社西松屋チェーン	大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266-1
丸山 真由美	—	松本市梓川梓6876-2
松澤 順一	—	安曇野市三郷小倉2493-3
イオンバイク株式会社	松尾 和英	千葉県千葉市美浜区中瀬1-4
株式会社オギノ	荻野 寛二	山梨県甲府市德行1-2-18
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社シューマート	霜田 清	長野市川中島町上氷鉋1685番地13
佐野 生子	—	安曇野市穂高2629

## 4 変更した年月日

平成26年9月13日ほか

## 5 届出年月日

令和6年7月9日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和6年8月13日から令和6年12月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年8月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス平田店

松本市平田東二丁目631番1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## 4 変更した年月日

令和6年3月1日

## 5 届出年月日

令和6年7月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和6年8月13日から令和6年12月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年8月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス千曲店

千曲市大字寂蒔535番1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ダイレックス千曲店

(変更後) ダイレックス千曲店

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## 4 変更した年月日

令和6年3月1日

## 5 届出年月日

令和6年7月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和6年8月13日から令和6年12月12日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年8月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス篠ノ井店

長野市篠ノ井布施高田字白女417番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ダイレックス篠ノ井店

(変更後) ダイレックス篠ノ井店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ダイレックス株式会社	五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 変更した年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日

令和6年7月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年8月13日から令和6年12月12日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

採石業務管理者試験を次のとおり行います。

令和6年8月13日

長野県知事 阿部 守一

1 試験日時

令和6年10月11日(金) 午前10時から正午まで

2 試験場所

長野県安曇野庁舎 講堂(安曇野市豊科4960-1)

3 試験科目

筆記により、次の科目について行います。

(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

#### 4 出題形式

選択式筆記試験とします。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題と、10問から5問を選択して解答する選択問題）とします。

#### 5 受験手続

##### (1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（縦6cm×横4cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）

##### (2) 受験手数料

受験手数料（8,100円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。

##### (3) 受付期間

令和6年9月2日（月）から9月17日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（郵送による場合は、令和6年9月17日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

##### (4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

#### 6 合格発表

令和6年10月31日（木）以降に長野県ホームページに掲載します。

#### 7 合格基準

合格基準については、試験終了後に公表します。

#### 8 その他

(1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課管理系のほか、一般社団法人長野県砂利砕石業協会、長野県砕石工業組合及び長野県鉄平石協同組合において配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話026-235-7308）までお願いします。

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

#### 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和6年8月13日

長野県警察本部長 鈴木達也

##### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

総合指揮システム一式

##### 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警備部警備第二課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

##### 3 落札者を決定した日

令和6年7月30日

##### 4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 三菱HCキャピタル株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

##### 5 落札金額

1月当たり賃借額 6,130,960円

##### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

##### 7 入札公告を行った日

令和6年6月17日

警備第二課